

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第54期 第9回

開催年月日 令和6年8月1日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数		議題 1	中央最低賃金審議会における 「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安 について(答申)」の伝達について
公益代表	5名	2	特定最低賃金の改正決定の必要性の有無 について(諮問)
労働者代表	5名	3	その他
使用者代表	5名		

次回本審開催予定日 令和6年8月

[開会] 午前9時32分

会 長 　ただ今から、第54期第9回高知地方最低賃金審議会を開催します。
　まず、本日の会議の定足数について、事務局から報告をお願いします。

賃金室長 　本日は、委員15名のうち全員の出席となり、最低賃金審議会令第5条第
2項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立してい
ることをご報告します。

会 長 　次に、この本審に引き続き開催されます専門部会の委員等について事務局
から説明してください。

賃金室長 　ここで頭撮りは終了いたします。
　高知県最低賃金専門部会の委員につきましては、関係労使から推薦を受け
た候補者のうちから令和6年7月18日付けをもちまして、委員に任命しま
したので報告します。

　任命した委員の皆様につきましては、お手元の議事次第の資料2ページを
ご覧ください。名簿の順に委員のお名前をご紹介します。

　公益委員は、近藤啓明委員、中橋紅美委員、浜田久美子委員、
労働者代表委員は、市川稔道委員、白木政行委員、丸山玲子委員、
使用者代表委員は、沖田良二委員、中澤陽一委員、宮地貴嗣委員です。

会 長 次は、7月22日に行いました、事業場実地視察について事務局から結果の概要について報告をお願いします。

賃金室長 当日は、製造業のうち、製紙会社を営む企業の工場に赴き、委員による視察を行いました。

工場内の視察では製造ラインの機械などを見学し、製造工程などの説明を受けました。

工場視察のあとは、労働者の方から、現在の生活状況や最低賃金の改正審議に対する要望などをお聞きし、また、事業主の方から、物価高騰による価格転嫁の難しさや、業界の状況、厳しい経営状況などのお話をお聞きすることができました。

会 長 視察には専門部会の委員も多数参加されています。

委員それぞれの立場で事業場の実情がつかめたのではないかと思います。

今後の審議の参考としていただきますようお願いします。

次は、中央最低賃金審議会において、令和6年度地域別最低賃金額の改定に関する目安の答申がなされました。

目安について事務局から説明をお願いします

賃金室長 別冊資料の0にあります、中央最低賃金審議会の目安の答申文をご覧ください。

昨年に引き続き、同審議会からのビデオメッセージが届いておりますので、このままご覧ください。

(約16分間上映)

賃金室長 以上が、中央最低賃金審議会からのメッセージです。

これをもちまして、目安の伝達とさせていただきます。

事務局からは、後ほど資料説明をさせていただきます。

会 長 事務局から目安の説明が行われたところですが、ご意見はございますか。今のところよろしいですか。

意見なし

会 長 続きまして、次の議事である「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に

ついて」に進みます。

まず、申出要件について、本審議会において審議いたしますので、事務局から、現在までの申出状況について説明してください。

賃金室長

本年度、2業種について改正の申出がございました。

議事次第に添付している資料の6ページの申出書の写しをご覧ください。

7月12日付けで、全日本運輸産業労働組合連合会高知県協議会から高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の改正の申出がありました。

こちらの申出は、いわゆる労働協約ケースとなります。

高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の適用労働者数は本年3月15日に開催しました第7回本審において承認されましたように2,053名で申出書の項目4に記載されています。

これに対して労働協約の適用労働者数は390名で、その割合は18.9%となっております。

したがって、本申出は、中賃のいわゆる「61年答申」と照らし、「当該新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上のものに賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合」に該当せず、申出要件を満たしていないと考えています。

そのため、今年度については改正の諮問については見送ることとしたいと考えております。

次に、12ページの申出書の写しをご覧ください。

5月23日付けで、電機連合高知地域協議会から高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正の申出がございました。

こちらの申出は電子部品等製造業最低賃金の適用を受ける労働者によるもので、いわゆる公正競争ケースとなります。

電子部品等製造業最低賃金の適用労働者数は、先ほどと同じ第7回本審において承認されましたように439名で、申出書の項目1に記載されています。これに対して適用労働者数は138名で、その割合は31.44%でした。

したがって、本申出は、中賃のいわゆる「61年答申」と照らし、「公正競争を確保する観点から当該新産別最低賃金の改正等が必要と認められる場合（当該新産別最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意がある場合を含む。）」に該当するものと考え、申出要件を満たすものと考えております。

会 長

ただ今、事務局から説明がありましたように、1業種は申出要件を満たし

ておらず、もう1業種は申出要件を満たしているということです。
申出要件について、何かご意見がありましたらお願いします。

意見なし

会 長 それでは、事務局の説明のとおりといたします。
先ほどの説明のとおり、高知県電子部品等製造業最低賃金の改正決定の申出については、申出要件を満たしていることから、当該業種について、高知労働局長より、特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性の有無の諮問をされるということです。
局長、お願いします。

局長から会長に諮問文を手交

【写真撮影】

会 長 それでは、事務局から諮問文を配付してください。
配付が終わるまで少しお待ちください。

諮問文を傍聴人も含め全員に配付

会 長 事務局から諮問文の朗読をお願いします。

事務局 諮問文朗読

会 長 それでは、菊池高知労働局長よりご挨拶をお願いします。

局 長 皆様方におかれましては、労働行政の運営にご支援、ご協力を賜りまして、誠に感謝申し上げます。

諮問に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

先ほど、高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性につきまして、諮問させていただきました。

ご審議の結果、「改正決定の必要性あり。」ということになりましたら、改めて、金額の改正につきましての諮問をさせていただきたいと存じます。

どうぞ、円滑なご審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、局長から高知県電子部品等製造業最低賃金の改正決定について必

要性の有無に係る諮問を受けましたので、特別小委員会を設置したいと思いますが、前回の審議会において、特別小委員会は公労使各3名の本審委員で構成することとしておりますので、選出していきたいと思っております。

なお、委員が都合で出席できない場合の代理委員1名も併せて選出をお願いいたします。

公益は、上村委員、中橋委員、浜田委員を担当委員とします。

私が代理を務めることとします。

次に、労働者代表委員から選出をお願いいたします。

市川委員 労側は私 市川と大崎委員、白木委員が担当し、代理は丸山委員とします。

会 長 使用者代表委員はどうでしょうか。

沖田委員 使側は私 沖田と片山委員、白山委員が担当し、代理は中澤委員とします。

会 長 それでは、特別小委員会を担当することとなった委員の皆様はよろしくお願ひいたします。

なお、昭和57年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項といたしまして、新産業別最低賃金の決定等の必要性につきまして諮問された場合には、「審議会は全会一致の決議に至るよう努力するものとする。」とされておりますので、この点を審議に当たり、ご配慮いただくようよろしくお願いいたします。

また、特別小委員会の議事録の確認担当者については例年、第1回特別小委員会で決定しておりますので、そのような取扱いとします。

事務局においては、第1回目電子の特別小委員会の日程調整を行ってください。

次は、電子特別小委員会を公開するかどうかについてです。

特別小委員会については、座長の選出、関係資料の説明のほか、改正の必要性を審議することとなります。

この審議においては参考人の招聘を予定していることから、個別の企業の話になることもあるかと思われると思われます。

参考人には事前に公開とすることをお伝えし、個別企業名等の発言にご配慮をお願いすることとして、例年どおり、公開することによろしいでしょうか。

異議なし

会 長 了承いただきましたので、事務局には、公開することへの対応をお願いします。
ます。

次は、その他ということですが、これから最低賃金の改正審議が行われるにあたりまして、統計資料等について事務局から説明をお願いします。

賃金室長 まず、別冊資料につきましては、資料0から8までのそれぞれのページの下の中央に、少し大きめの墨付きかっこをつけたページ数をふっております。

資料1の21ページをご覧ください。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移となります。

高知県の属するCランクは、令和5年5月から令和6年5月で3.6%上昇しており、昨年3.8%上昇しておりました。

なお、消費者物価指数については、また後ほど説明させていただきます。

次は、23ページの影響率の推移につきまして、全国平均で21.6%、高知県もそれに近い20.92%でした。

次は、40ページをご覧ください。

ランク別・都道府県別の一人当たりの県民所得、4人世帯の標準生計費についてです。県民所得のデータは、令和2年度となりますが、高知県は、前年と同じで全国41番目、Cランク13県の中では8番目の所得で、中くらいにあります。4人世帯の標準生計費では、高知県は全国で22番目となっております。中位に近いところとなっております。

次は、41ページをご覧ください。

有効求人倍率となりますが、高知県は令和5年に1.20倍で、Cランク内では沖縄に次いで低くなっております。

次の42ページは、失業率です。右から2列目の令和5年は高知県2.0%となっており、Cランクでは、沖縄、青森が高くなっております。

次は、54ページをご覧ください。就業者数を示しております。

令和5年は高知県は、34万人と減少しており、Cランクでは、高知も含み、8県減少しています。

続きまして、資料2の4ページをご覧ください。

令和6年の賃金改定状況調査の結果ですけれども、上の段の左から3列目の卸売・小売業で、令和6年1月から6月の間に賃上げを実施した事業所の割合につきまして、Cランクが41.8%となっておりますが、昨年は37.3%でしたので、賃金を改定した事業場の割合が増加しております。

次に、7ページが第4表となります。

次は、資料4の8ページをご覧ください。

下に注1として基礎的支出項目の説明がございます。

基礎的支出項目は、必需品的なもので食料、家賃光熱費、保健医療サービスなどが該当しますので、最低賃金近傍の労働者には基礎的支出項目である必需品の上昇が、家計を圧迫することが考えられます。

この基礎的支出項目のデータは、全国データしかございませんけれども、6月は3.6%の上昇となっております。

6月の消費者物価指数の総合は、2.8%の上昇でした。

高知市の6月総合は2.6%の物価上昇ですから、全国の総合より低くなっております。

この、高知市の上昇の割合に、全国の基礎的支出の上昇の割合をかけた上で、概算で高知市の基礎的支出項目の物価上昇率を計算しますと、3.34%となります。

こちらはあくまでも概算ですが、高知市における基礎的支出項目の物価上昇は、3.34%くらいと考えられます。

次に、資料6の1ページをご覧ください。

第1表は、鉱工業の生産指数です。

令和2年を100として、令和5年12月までは緩やかな動きでしたが、令和6年に入り、動きが大きくなっております。

2ページの第3表は、倒産件数の推移です。

令和6年の1月からの倒産件数は15件で、昨年が8件でしたので、増加しております。

第4表は、消費者物価指数で、令和2年を100として、表の右端の令和6年6月には全国が108.2%、高知市は全国の上昇率に近い107.9%となっております。

第5表は、有効求人倍率です。

左側のグラフが年度ごとですが、令和2年度から令和4年度まで上昇したあとに、令和5年度で下がっております。

右側は、月別に見たものですが、高知県は令和6年4月から下がっております。

4ページの第7表は、標準生計費です。

全国平均より高くなっており、全国22番目、Cランクでは4番目に高い状況です。

5ページの第9表は、賃金構造基本統計調査で、10人以上の規模の事業所の高卒初任給です。

令和3年から4年については下がっていましたが、令和5年に大きく上昇しております。

下の第10表は、同じく高卒初任給ですが、高知県内の安定所が3月から5月に受理した新規学卒者の雇用保険資格取得届を集計したものです。

6年のところは、5年度の卒業生となります。

安定所での集計が令和6年から男女計となっておりますけれども、この集計でも、令和5年から6年については、大きく上昇しています。

次に、6ページの第11表をご覧ください。

女性パートの賃金で、10人以上の規模を集計したのですが、1,179円で57円上昇しております、全体的には上昇傾向にあるものと思われます。

第12表は、事業場規模10人以上の女性パートタイムの業種別賃金を集計したものです。業種により異なりますけれども、令和元年と比較すると、全業種で上昇しております。

次は、7ページをご覧ください。

毎月勤労統計調査ですが、6年4月分で事業所規模5人以上のデータです。

決まって支給する給与は、前年同月比で3.6%と上昇しております。

その下の総労働時間数は1.2%減少しており、労働時間が減っても賃金は上昇している状況です。

次は、24ページをご覧ください。

本年7月の求人情報誌の求人金額を調べたものですが、左の表の業種別求人数の多いところは、卸売・小売業が42件、飲食・宿泊が64件、サービス業が59件となっており、昨年の求人数250件に対して今年は212件となっております。

900円台が77件で全体の36.3%、910～950円台の求人が56件で全体の26.4%となっており、これらを合わせると、62.7%を占めることとなります。

次は、31ページをご覧ください。

高知県内企業の賃上げ調査で、正社員の賃上げを行った企業の割合は、昨年より3.9ポイント低下、86.6%となっております。

また、非正規社員の賃上げも昨年より2.8ポイント低下し、60.9%となっております。

次は、51ページをご覧ください。

上のグラフは、県民所得と労働分配率の推移になります。

労働分配率は、令和2年の67.1%から令和3年は62.6%に低下しています。

全国は73.1%ですので、全国と比べると高知県の労働分配率は、低くなっております。

次は、91ページをご覧ください。

日銀高知支店の高知県金融経済概況ですが、概論で「高知県の景気は、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱めの動きがみられる中、そのペースは一段と鈍化している。」となっております。

個人消費は持ち直しのペースが鈍化し、観光は増勢が鈍化、公共投資は弱めの動きで、設備投資は持ち直しに転じて、全体では横ばい圏内で推移、労働需給は求人面で弱さがみられ、雇用者所得は増加している、とのことです。

先行きにつきましては、企業・家計の両部門において所得から支出へ前向きな循環が続く、となっておりますが、コストの上昇と価格転嫁の動向、人手不足の影響と賃金の動向、海外経済の動向の影響等に注視する必要があります、とのことです。

次は、114ページをご覧ください。

高知県内企業の景況調査で、今季4～6月期について総合判断BSIは、全産業でプラス1となり、前期から6ポイント上昇しております。

なお、円安により、企業は「コストの増加」や「販売価格への転嫁ができず利益が減少」といった影響を受け、利益面で厳しさを増し、また、「国内における買い控え」が散見されるようになり、個人消費はやや弱めの動きとなっている、とのことです。

次は、127ページをご覧ください。

高知市消費者物価の最新データで、令和6年6月分になります。

前年同月比で、総合は2.8%、生鮮食品を除く総合も2.6%、生鮮食品・エネルギーを除く総合では2.2%の上昇となっております。

主に上昇したものは、光熱・水道が7.5%で、電気代の上昇が大きくなっております。

次に、資料7、「令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果」です。

1ページは、調査の概要で、その3の調査対象で、製造業及び情報通信業のうち新聞、出版のみ100人未満で、その他は30人未満の事業場が対象となっております。

5の調査対象期日は、今年の6月分の賃金となっております。

6の集計結果につきましては、調査対象の母集団に事業所数比で復元した数値で、母集団事業所数1万5千412に対し、調査事業所数789事業所、労働者数が6,672人の調査を行いました。

3ページには、復元した結果を総括表(1)として添付しております。

労働者にはパートも含めた人数となっております。

現在最低賃金は897円ですので、897円未満の方が全体の1.1%、897円までの方を含めると3.6%ということになります。

次に、7ページをご覧ください。

この総括表は、パートのみの集計で、897円までの労働者が全体の4.5%となっております。

次に、13ページをご覧ください。

パートを含む全労働者のデータですけれども、目安50円が示されましたので、目安どおり引き上げられた場合は947円のところになります。

影響率につきましては、最低賃金が947円に引き上げられても、もともと947円以上で支払っている人には影響がないということで、賃金額が946円までの人に影響を与える、という数値になります。

影響率は、22.09%となります。

次に、資料8、最低賃金額と生活保護費の比較、をご覧ください。

高知県におきましては、高知県最低賃金の1か月換算額と、生活保護費である、生活扶助と住宅扶助の実績額の合計とを比較することにより、高知県最低賃金の可処分所得額と生活保護費を比較したものです。

生活保護費及び住宅扶助実績値は、令和4年度を使用しておりますが、こちらが新しいデータということになりますので、生活保護費と令和4年度の最低賃金を比較することとなります。

1ページの本省が示した高知県の生活保護費は、92,083円で、令和4年度の最低賃金の1か月換算額から可処分所得を割り出した金額は119,639円であり、高知県最低賃金額が上回っております。

2ページは、生活保護費と最低賃金の可処分所得について、高知県のデータで本省の計算と合致しているか確認したものです。

網掛け部分が生活保護費となり、下の段の網掛け部分の左隣が可処分所得となり、間違いがないことが確認できます。

なお、可処分所得割合の0.807は、税・社会保険料・雇用保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率となります。

会 長

時間の制約もありますので、統計資料についてご質問がある場合は事務局に問い合わせることとして、委員から質問等があった場合は、専門部会及び質問のあった委員に回答するようにしてください。

次は、第10回本審についてです。

次回の本審は、専門部会で全会一致とならなかった場合に開催し、採決を行うこととなります。

この採決に関しては特段非公開とする必要はないと考えられますが、公開とすることとしてよろしいでしょうか。

異議なし

会 長 異議がありませんでしたので、本審で採決することとなった場合については公開とすることとします。
本審の日程はどのようになっていますか。

賃金室長 本審の日程については、専門部会の状況に応じて、調整をさせていただきます。

会 長 それでは、日程が確定次第、事務局において公開の対応とともに、本審の開催の見通しなどについてできる限り細かく委員への連絡を行うようにしてください。
次に、地域別最低賃金の改正の意見に関する異議申出があった場合に、いわゆる異議審を開催しますが、この公開についてお諮りします。
今年度も公開とする取扱いでよろしいでしょうか。

異議なし

会 長 了承いただきましたので、事務局には、公開することへの対応をお願いします。
これから専門部会において審議を行っていただくこととなりますが、審議を行うにあたって労使双方の委員からご意見をお伺いしたいと思います。労働者代表委員から何かございますか。

市川委員 特にはないです。

会 長 使用者代表委員から何かございますか。

沖田委員 ありません。

会 長 この場では特にはないということですが、労使のご意見と中賃の答申を踏まえ、今後の専門部会におきまして、十分な審議を尽くしていただき、できる限りの合意を図っていただきますよう、よろしく申し上げます。
次は事務局からの報告があるようですので、お願いします。

賃金室長 2点ご説明します。
まず、議事次第の15ページをご覧ください。
郵政産業労働者ユニオン高知支部から、「高知県最低賃金の改正決定に係

る意見書」が提出されております。

意見の内容としましては、

1 高知県最低賃金は、時給1,500円を目指し、大幅に引き上げること。

2 地域別最低賃金の地域間格差を縮小するための改正をすること。となっております。

次に、17ページをご覧ください。

昨年の答申の写しを添付しておりますが、その次のページの項目2に高知労働局への要望事項がございます。

業務改善助成金についてですが、昨年度におきましても、高知県と連携を図り、事業者団体などへの周知依頼と最低賃金の広報と合わせて周知を行った結果、申請、交付決定の件数におきまして、その前年度の令和4年度の約5倍程度の件数となっており、大きく伸びています。

引き続き、業務改善助成金の活用促進を図ってまいります。

会 長 事務局のただ今の説明について、何かご意見はありますでしょうか。

意見なし

会 長 以上で本日予定していました議題はすべて終了しましたが、ほかに何かございますか。

意見なし

会 長 ないようでしたら、閉会といたします。

なお、高知県最低賃金の専門部会及び電子の特別小委員会の各委員におかれましては、暑い時期で大変ですが、円滑な審議をよろしく願いいたします。

[閉会] 午前10時35分